

水道料金・下水道等使用料及び 受益者負担金等について

1

上下水道事業の料金等について

水道料金及び下水道使用料ともにH28審議会において、それぞれ答申をいただき、H31(R1)審議会では上下水道事業の料金算定期間を合わせるため、下水道使用料を1年据置きとした。

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
水道事業	料金算定期間（4年）			料金算定期間（4年間）				
下水道事業	料金算定期間（3年）			1年据置	料金算定期間（4年間）			
備考	上下水道 統合			上下水道ビジョン				

今年度、料金について
それぞれ審議を行う。

2

上下水道事業の会計方式

1 一般会計

官公庁方式(現金主義)－教育・福祉・土木等大部分の事業

2 特別会計

特定の事業を行うため、一般会計と区分して経理

水道・下水道ともに
特別会計

- (1) 地方公営企業法の全部を適用するもの(全部適用)又は
財務規定等を適用するもの(一部適用)
企業会計方式(複式簿記)で経理

水道事業は地方公営企業の全部を適用(全部適用)している。

下水道事業は、平成20年度から地方公営企業法の財務規定等を適用
(一部適用)し、水道局との統合に伴い平成29年度から地方公営企業法
の全部を適用(全部適用)している。

3

上下水道事業の経営

独立採算制

上下水道事業の経営は、地方公営企業法という法律に基づき「独立採算制」となっている。つまり、経営に必要な費用は、お客様からいただく水道料金・下水道使用料の収入でまかなわれている。

公共用水域の水質を保全
する側面もあることから、
一部を公費で負担する。

経常費用(水道)

- 運営費・維持管理費等
- 利息・減価償却費等

公衆衛生の向上
生活環境の改善

水道料金収入

汚水処理費(下水)

- 運営費・維持管理費等
- 利息・減価償却費

公衆衛生の向上
公共用水域の水質保全

下水道使用料等収入

雨水処理費(下水)

- 運営費・維持管理費等
- 利息・減価償却費

都市浸水の防除

公費

4

上下水道事業の審議する項目

水道事業

水道

審議する項目。

水道料金

下水道事業

公共下水道

特定環境保全
公共下水道

農業集落排水

下水道使用料

農業集落排水施設使用料

受益者負担金

受益者分担金

※農業集落排水施設使用料は下水道使用料に準じている。

審議する項目。

5

水道料金について

料金に関する法律

地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業」の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法 第14条（供給規定）

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規定を定めなければならない。

- 2 前項の供給規定は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、低率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

6

下水道使用料等について

使用料に関する法律

地方自治法 第225条(使用料)

普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

地方自治法 第238条の4第7項(行政財産の管理及び処分)

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

下水道法 第20条(使用料)

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

7

受益者負担金等について

受益者負担金に関する法律

都市計画法 第75条

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

公共下水道は都市計画区域内を整備している。

受益者分担金に関する法律

地方自治法 第224条

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

特定環境保全公共下水道は、都市計画区域外(湖南町)を整備している。

受益者負担金(分担金)制度

下水道が整備されますと、その区域は生活環境や公衆衛生の向上とあいまって土地の資産価値は上昇します。しかし、このように限られた地域の人だけが特別の利益を受ける下水道事業を、すべて市で負担することは、利益を受けられない多くの地域の人々との間に不公平を生じることになる。

そこで、この利益を受ける人に下水道建設費の一部を負担していただくため「下水道受益者負担金(分担金)制度」を設けている。

8

郡山市の水道料金(1カ月)

【税込】

メーター口径	準備料金	水量料金
13mm	1, 166円	【一般用】 ・1㎥から20㎥まで 1㎥につき102.3円 ・20㎥を超えるもの 1㎥につき226.6円 【公衆浴場】 ・1㎥から200㎥まで 1㎥につき38.5円 ・200㎥を超えるもの 1㎥につき49.5円
20mm	3, 157円	
25mm	5, 170円	
40mm	15, 840円	
50mm	23, 430円	
75mm	58, 520円	
100mm	100, 100円	
125mm		
150mm	217, 800円	
200mm	309, 100円	

使用水量が20m³の場合

準備料金1,166円+水量料金102.3円×20m³=3,212円

9

郡山市の水道使用料の推移

【税込】

算定年度	基本使用料(13mm)	料金体系	平均改定率
明治45年度 昭和43年度	用途別料金	用途別料金	
昭和44年度	110円/月	従量使用料制	
昭和50年度	320円/月		66.89%
昭和53年度	330円/月		19.87%
昭和55年度	370円/月		17.89%
昭和57年度	480円/月		28.62%
昭和59年度	670円/月		15.07%
昭和63年度	870円/月		17.78%
平成元年度	896円/月		実質据え置き(消費税率改正)
平成6年度	1,091円/月		27.51%
平成9年度	1,113円/月		実質据え置き(消費税率改正)
平成26年度	1,144円/月		実質据え置き(消費税率改正)
平成29年度	1,144円/月		△3.0%
令和元年度	1,166円/月		実質据え置き(消費税率改正)

10

郡山市の下水道使用料(1カ月)

【税込】

種類	基本使用料	超過使用料1m ³ につき	
一般汚水	10m ³ まで 1,306円	11m ³ から20m ³ まで	176円
		21m ³ から50m ³ まで	203円
		51m ³ から100m ³ まで	230円
		101m ³ から200m ³ まで	263円
		201m ³ から500m ³ まで	291円
		501m ³ 以上	318円
公衆浴場汚水	10m ³ まで 946円	11m ³ 以上	66円

20m³使用の場合

基本使用料1,306円+超過使用料176円×10m³=3,066円

11

郡山市の下水道使用料の推移

【税込】

算定年度	基本使用料	料金体系	平均改定率
昭和45年度 昭和61年度	水道料金の30%	水道料金比例制	
昭和62年度	550円／月	従量使用料制	
平成元年度	600円／月		28.4%
平成 4年度	800円／月		29.2%
平成 7年度	900円／月		15.1%
平成11年度	1, 040円／月		14.8%
平成13年度	1, 040円／月		据え置き
平成16年度	1, 250円／月		9. 7%
平成19年度	1, 250円／月		据え置き
平成22年度	1, 250円／月		据え置き
平成25年度	1, 250円／月		据え置き
平成26年度	1, 283円／月		実質据え置き(消費税率改正)
令和元年度	1, 306円／月		実質据え置き(消費税率改正)

12

受益者負担金

根拠法令	都市計画法第75条
算出方法	$\frac{\text{末端管渠整備費}}{\text{整備面積}} \times \frac{1}{5}$
単位負担金額	496円／m ²
対象地目	田、畑、宅地など すべての土地
賦課方式	単位負担金額制

※末端管渠整備費…下水道管理設工事のうち補助対象外の工事費

13

受益者負担金の推移

算定年度	単位負担金	改定率	負担率	
昭和45年度	96円／m ²		3分の1	
昭和53年度	150円／m ²	56%	3分の1	
平成元年度	376円／m ²	150%	3分の1	流域下水道接続
平成4年度	450円／m ²	19%	4分の1	
平成7年度	496円／m ²	10%	5分の1	
平成10年度	496円／m ²	0%	5分の1	据え置き
平成13年度	496円／m ²	0%	5分の1	据え置き
平成16年度	496円／m ²	0%	5分の1	据え置き
平成19年度	496円／m ²	0%	5分の1	据え置き
平成22年度	496円／m ²	0%	5分の1	据え置き
平成25年度	496円／m ²	0%	5分の1	据え置き
平成28年度	496円／m ²	0%	5分の1	据え置き

14